

自治基本条例だより

～古賀の自治基本条例づくりの“いま”をお伝えします～

第14号 平成28年5月



第14回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を開催 市政運営について話し合いました

第14回策定委員会プログラム

1. 開会
2. とりまとめ部会からの報告・提案～前回の成果のまとめ
3. ミニ出前講座
「総合振興計画について」
「財政について」
「情報公開制度について」
 - ・各担当課より説明
 - ・質疑応答
4. グループでの話し合い
 - ・より良く市政運営を進めるために大切なこと、基本的考え方、行政の役割、仕組みなどについて検討
 - ・各グループから検討内容について発表
5. おわりに

市の仕事について学び、考えました

4月20日（水）、第14回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を行いました。

前半のミニ出前講座では、市の仕事（市政運営）の中でも特に知っておきたいものとして「総合振興計画」と「財政」、「情報公開」を取り上げ、各担当課から話を聞きました。

後半のワークショップでは、市政運営について大切にしたいこと、基本的考え方、行政の役割、仕組みなどについて、意見交換を行いました。

古賀市自治基本条例（仮称）とは

住民自治に基づく自治体運営の基本原則・理念を定めるものです。その内容は自治体によって様々ですが、まちづくりにおける市民・議会・行政の役割、参加や共働の仕組み、行政運営のルールなどの要素からなっています。

現在、公募市民等による「古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会」が中心となって条例に盛り込む内容を検討しています。



第14回策定委員会の様子

～自治基本条例（仮称）ができるまで～ *進捗状況により変更になる場合もあります

平成27年												平成28年												平成29年			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
策定委員会																											
策定委員会 スタート			市民対話 の準備			市民 対話			とり まとめ			条例素案の内容検討						条例素案のまとめ・ 市長への素案提出			パブコメ 周知活動	議 会	施 行				

市政運営についての主な意見

〈1班〉

- ◇知らないと何もできない。「ミニ出前講座」はとても大事
- ◇まちづくりへの関わり方を知る必要がある
- ◇総合振興計画の進捗状況、成果が見えない
- ◇「たらい回し」をどう予防するか、どうしたら職員と楽しく交流できるか
- ◇楽しさ、満足感が向上するには自発性が必要。行政だけががんばるのではない環境を

〈2班〉

- ◇市と市民をどう近づけるか。まちづくりに関心を持つ市民を増やす
- ◇市民参加で市と市民が近づく→市も市民の立場で考える
- ◇市が市民参加の仕組みをつくっていても、市民が知らない、活用できていない→知る機会が少ない、興味がない
- ◇計画を立てたらPDCAで運営。市は結果を明確に示す
- ◇市民からは市は部署ごとのまとまりしか無いように見える



〈3班〉

- ◇市民参加の必要性について、自治基本条例に記載する
- ◇総合振興計画の策定において、市民参加の機会を確保する
- ◇総合振興計画等の見直しの場合も市民の意見を聞く機会を設ける
- ◇情報公開制度の内容について市民に知らせる必要がある



〈4班〉

- ◇市と市民の信頼関係をつくるのが大切
- ◇総合振興計画への市民参加は、策定時だけでなく、結果についても必要
- ◇市民参加も大事だが、自治会が市民にとって身近で重要な活動を担っており、活動推進に取り組む必要がある
- ◇税金を払っているからといって、何でも市にさせて良いわけではない。いわゆる「小さな政府」として、市民ができることは市民でやるのかなどについて市民自らが考える必要がある

これらの意見を活かしながら「はじめの一步案 ver. 2」の内容をさらに充実させていきます。

【もっとくわしい古賀市自治基本条例についての情報／お問い合わせ先】

○インターネットでは、古賀市ホームページ下「注目コーナーピックアップ」の『自治基本条例』のアイコンをクリックするか、検索サイトで『古賀市自治基本条例』を検索してください。スマートフォンは、右のQRコードを読み込んでください。

○お問い合わせ先（事務局）：古賀市総務部 コミュニティ推進課 コミュニティ推進係
・電話：092-942-1165 ・Eメール：commu@city.koga.fukuoka.jp

